



市P連 PRESS

上越市PTA連絡協議会だより
「会報」 第31号
令和3年8月1日発行
URL <http://www.j-shipren.org>

令和3年度、上越市小中学校PTA連絡協議会の会長を務めさせて頂きます、原成史です。一年間宜しくお願ひいたします。

上越市PTAは、今年度より新たな組織体制のもとスタートしました。新しい一步を踏み出す年に、私のような未熟者に会長が務まるのかかなり悩みました。ですが、こんな未熟者でも慕ってくれる、頼りにしてくれる人の思いにこたえたいという思いが強くなり、会長を引き受けさせていただきました。

さて、昨年からのコロナウイルスの影響により、PTA活動も思うようにできない状況が続いているますが、この一年間で気付かされることがありました。コロナウイルスの影響で活動ができない・仕方ないではなく、こんな状況でもできる活動があるということです。それは、これまで行っていた活動の見直し・新たな活動の模索です。

A portrait photograph of a man with dark hair, wearing a light-colored button-down shirt. The photo is set against a white background.

上越市小中学校PTA連絡協議会
会長 原 成史

こんな時だからこそ、できることがあると思います。この一年で皆さんと共に新しい上越市P連を作り上げていきたいと考えていますので、ご理解・ご協力を頼ります。

また、今年度からG I G Aスケールにより子どもたちの学習環境も大きく変わつていきました。それに伴つて私たちPTAも従来の教育ではなく、新しい教育に対応していく必要があります。上越市P連としても、子どもたち一人一人の健やかな成長を第一に考え活動していくの

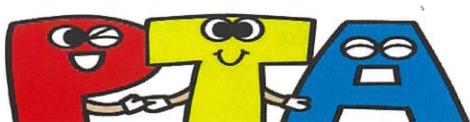
今だからこそ・今じゃなければ出来ないことを皆さんと共に作り上げていきたいと思っておりますので、重ねてご理解・ご協力よろしくお願ひいたします。

創意工夫のPTA活動

上越市小中学校PTA連絡協議会
副会長 小林 桂
(春日中学校PTA)

今年度も、コロナ禍が続いております。しかし、そんな中だからこそ、各単Pの皆様が知恵を出し合い、創意工夫しながら子供たちのためにできる活動を行つて頂きたいと思います。市P連としましても、皆様の活動ができる限りサポートさせて頂ききますので、今年度もよろしくお願い致します。

今年度、上越市小中学校PTA連絡協議会の副会長を務めることとなりました、春日中学校PTA会長の小林桂と申します。



- ✓ 令和4年<2022年>4月1日から 成年年齢が18歳になります!
- ✓ 成年でなくても小中学生も消費者です!
- ✓ 契約や買い物はしっかり考えてからにしましょう!

親のカードで オンラインゲームに高額課金!

事例

小学生の息子が、家族共用のタブレット端末で、オンラインゲームの有料アイテムを数日間のうちに次々に購入し、総額150万円以上も課金していた。タブレット端末には、父親のクレジットカード情報が登録されたままになっており、子どもが使う際も、利用できるようになっていた。

(当事者: 小学生 男児)



©Kurosaki Gen

ひとことアドバイス

- 親が知らない間に子どもが無断でオンラインゲームに課金してしまったという相談が多く寄せられています。
- スマートフォンやタブレット端末などにクレジットカード情報を登録したままにしておくと、子どもが端末使用時に自由に課金できてしまいます。保護者は、カード情報を削除しておくなど、クレジットカードの管理を適切に行いましょう。
- クレジットカードの利用ごとにメールなどで通知されるよう設定し、日ごろから状況を確認しましょう。
- 子どもが使う端末ではペアレンタルコントロール等を利用し、購入・支払いなどの制限をかけることも有効です。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



発行: 独立行政法人国民生活センター

本文イラスト: 黒崎 玄

困ったときは、
消費者ホットライン
☎188にご相談!
最寄りの相談窓口に
電話がつながります

上越市消費生活センター

上越市木田1丁目1番3号 上越市役所第1庁舎1階

相談日: 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は休み）

相談時間: 午前8時30分～午後5時15分

相談専用ダイヤル 電話025-525-1905

上越市消費生活センター からのお知らせ

一緒に悩みを
解決しましょう！



クーリング・オフ あきらめないで、その契約

訪問販売や電話勧誘などで、消費者が判断する情報や時間が十分にならないまま契約してしまう場合でも、法律に定められた期間内で困つたときは、契約解除できる制度があります。困つたときはご相談ください。

上越市内の消費生活相談状況や相談事例などの情報を紹介しています
<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/syohiseikatsu-c/>

